

「きみを守るよ。」

私たちは、美唄市受動喫煙防止条例を守ります。
私たちは、市民を、妊産婦や子どもを、たばこの煙から守ります。



美唄市受動喫煙防止条例（令和2年3月19日改正）の主な内容

たばこの煙は、たばこを吸う人だけではなく周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、市民の健康づくりをより一層推進するため、これまで以上に受動喫煙について関心と理解を深めていく必要があります。

美唄市は、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者、とりわけ妊産婦や発育の過程にある乳幼児をはじめとする20歳未満の者(以下「子ども」という。)について、受動喫煙を生じさせることのないまちづくりと市民の健康づくりを推進するため、この条例を制定しました。

【たばことは】

美唄市では、一般的な紙巻きタバコ、加熱式たばこ（アイコス、プルーム・テック、グローなど）以外に、香料などを含んだリキッド(溶液)を加熱して発生する蒸気を吸入する電子たばこなども含めて、たばことみなしています。

【家の中や自動車内で守ってほしいこと】

屋内では、妊産婦や子どもと同室の空間において、たばこを吸わないよう努めなければなりません。また、妊産婦や子どもが同乗している自動車内において、たばこを吸わないよう努めなければなりません。

【屋外で守ってほしいこと】

- ・公道では、歩行中又は自転車走行中であるときは、たばこを吸わないよう努めなければなりません。
- ・家の外では、近隣住民の受動喫煙防止に努めなければなりません。
- ・公園、学校及び児童福祉施設の敷地から100メートル以内の路上では、受動喫煙防止に努めなければなりません。

美唄市受動喫煙防止条例や、健康増進法で規制されている受動喫煙対策について、詳しくは下記へお問い合わせください。

美唄市保健センター

Tel 0126-62-1173

Mail: hoken-c@city.bibai.lg.jp

イメージキャラクターの「しろくまくん＆くろくまくん」は、絵本作家そらさんの作品で、Facebookで動画もご覧いただけます。

